

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
東高等学校	<p>1 前渡資金の精算の不備 旅費を資金前渡（随時）により支払ったときは、資金前渡職員は、資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに、精算を行わなければならないが、未精算のものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 583 1445 865"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>支出命令額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費（普通科3年生城山オレンジ園） 令和6年5月8日</td> <td>35,776円</td> </tr> <tr> <td>旅費（団体旅行） 令和6年10月28日から同月31日まで</td> <td>31,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 概算払の精算の不備 旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、未精算のものが11件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 1089 1617 1535"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>件数</th> <th>旅費支給額 (総額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>令和6年4月6日</td> <td>1件</td> <td>13,860円</td> </tr> <tr> <td>オーストラリア</td> <td>令和6年7月31日から 同年8月9日まで</td> <td>2件</td> <td>361,716円</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>令和6年12月23日から 同月28日まで</td> <td>2件</td> <td>182,333円</td> </tr> <tr> <td>京都府京都市</td> <td>令和7年1月15日から 同月16日まで</td> <td>4件</td> <td>21,940円</td> </tr> <tr> <td>兵庫県明石市</td> <td>令和7年3月24日</td> <td>2件</td> <td>4,090円</td> </tr> </tbody> </table>	内容	支出命令額	旅費（普通科3年生城山オレンジ園） 令和6年5月8日	35,776円	旅費（団体旅行） 令和6年10月28日から同月31日まで	31,600円	出張先	出張期間	件数	旅費支給額 (総額)	愛知県	令和6年4月6日	1件	13,860円	オーストラリア	令和6年7月31日から 同年8月9日まで	2件	361,716円	台湾	令和6年12月23日から 同月28日まで	2件	182,333円	京都府京都市	令和7年1月15日から 同月16日まで	4件	21,940円	兵庫県明石市	令和7年3月24日	2件	4,090円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （前渡資金の精算） 第44条 資金前渡職員は、精算書（様式第31号）を作成し、常時の費用に係るものについては毎月分のものを翌月10日までに、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに、証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところにより精算するものとする。</p> <p>（概算払の精算） 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第44条関係 1 規則第44条ただし書の「別に定める」精算は、次に掲げる場合に精算報告書（様式第20号）を作成し、これに証拠書類を添えて支出命令者に提出するものとする。 なお、支出命令者は、資金前渡職員から提出された精算報告書に基づき、システムで精算書を作成し、当該報告書に添付するものとする。 ただし、第3号の場合においては、精算書の作成を省略することができる。 (3) 給料、職員手当等及び旅費に係るものについて精算するとき。</p> <p>第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p>
内容	支出命令額																															
旅費（普通科3年生城山オレンジ園） 令和6年5月8日	35,776円																															
旅費（団体旅行） 令和6年10月28日から同月31日まで	31,600円																															
出張先	出張期間	件数	旅費支給額 (総額)																													
愛知県	令和6年4月6日	1件	13,860円																													
オーストラリア	令和6年7月31日から 同年8月9日まで	2件	361,716円																													
台湾	令和6年12月23日から 同月28日まで	2件	182,333円																													
京都府京都市	令和7年1月15日から 同月16日まで	4件	21,940円																													
兵庫県明石市	令和7年3月24日	2件	4,090円																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）